

別表十二(二)

「4」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
投資事業有限責任組合の名称	1	当期積立額	4
特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けた日	2	積立限度額の計算	5
認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間	3	積立限度額 (5) × $\frac{50 \text{又は} 80}{100}$	6
		積立限度超過額 (4) - (6)	7

別表十二(二) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1202

「4」欄

新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の43の2第1項」※1又は「第68条の43の2第5項」※2
- ② 「区分番号」欄：「10525」
- ③ 「適用額」欄：「4」欄の金額(「6」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合